

徳島県告示第五百八十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管したので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

令和六年十二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保管した工作物

名称又は種類	形状	工作物の名称又は種類、形状及び数量		工作物の放置されていた場所	工作物を除去した日時	工作物の保管を始めた日
		数量				
単管 塩ビパイプ 幅木 コンパネ 足場板 パレット 建柱 鋼製階段 ガードレール支柱 クランブ タイヤ フロート 漁網 ガソリンタンク コンテナ バッテリー 燃料オイル缶 灯油タンク ペール缶 ドラム缶 筋交い ソーラー電池		六百五十本 八十六本 二十八本 七枚 八枚 二枚 三枚 二個 一本 五百八十八個 二十二本 十五個 一式 一個 一個 一個 一個 一個 四個 二個 一個 一個 二本 二個		鳴門市大津町長江地先の一級河川吉野川水系撫養川河川区域内水域	令和六年十月三十日午前十時から 同年十一月六日午後五時まで	令和六年十一月七日午前十一時

二 工作物の保管の場所

鳴門市鳴門町高島 小鳴門大橋下 資材置場

三 保管した工作物の返還手続

令和七年五月七日までに、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が徳島県東部県土整備局鳴門担当に申し出ること。なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用については、河川法第七十五条第九項の規定に基づき、所有者等の負担とする。